

公立大学法人横浜市立大学職員の管理職員特別勤務手当に関する要綱

制 定 平成 28 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第19条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の範囲)

第2条 賃金規程第19条第1項の理事長が別に定める職員は、公立大学法人横浜市立大学職員管理職手当支給要綱（以下「管理職手当要綱」という。）別表1及び別表3に定める職にある職員とする。

(支給対象業務)

第2条の1 賃金規程第19条第1項の臨時又は緊急の必要その他の法人の業務の運営の必要（理事長が特に定めた場合に限る）とする勤務は、次のとおりとする。

- (1) 地震、火災、風水害等の災害対策のため勤務する場合
- (2) 災害復旧のため勤務する場合
- (3) 事件、事故等の対応のため臨時に勤務する場合
- (4) その他、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合で、特に認めた場合

(支給額)

第3条 賃金規程第19条第2項第1号の理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（勤務に従事した時間が3時間30分に満たない場合の勤務にあっては、当該額に100分の50を乗じて得た額）とする。

- (1) 管理職手当要綱別表1に掲げる職員及び管理職手当要綱別表3職務の級8級の欄に掲げる職にある職員及び同表備考1に定める職員 12,000円
- (2) 管理職手当要綱別表3職務の級7級の欄に掲げる職にある職員及び同表備考2に定める職員 10,000円
- (3) 管理職手当要綱別表3職務の級6級の欄に掲げる職にある職員及び同表備考3に定める職員 8,000円

2 賃金規程第19条第2項第1号かつこ書の理事長が別に定める勤務は、勤務に従事した時間が7時間以上の場合の勤務とする。

第4条 賃金規程第19条第2項第2号の理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 管理職手当要綱別表1に掲げる職員及び別表3職務の級8級の欄に掲げる職にある職員及び同表備考1に定める職員 6,000円
- (2) 管理職手当要綱別表3職務の級7級の欄に掲げる職にある職員及び同表備考2に定める職員 5,000円
- (3) 管理職手当要綱別表3職務の級6級の欄に掲げる職にある職員及び同表備考3に定める職員 4,000円

(支給しない場合)

第5条 賃金規程第19条第2項第1号及び第2号に規定する勤務に従事した時間が1時間に満たない場合の勤務にあっては、第3条及び前条の規定にかかわらず、管理職員特別勤務手当は支給しない。

(勤務実績等)

第6条 理事長は、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な書類を作成し、これを保管しなければならない。

(実施細目)

第7条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。